

## 一 資料編 一

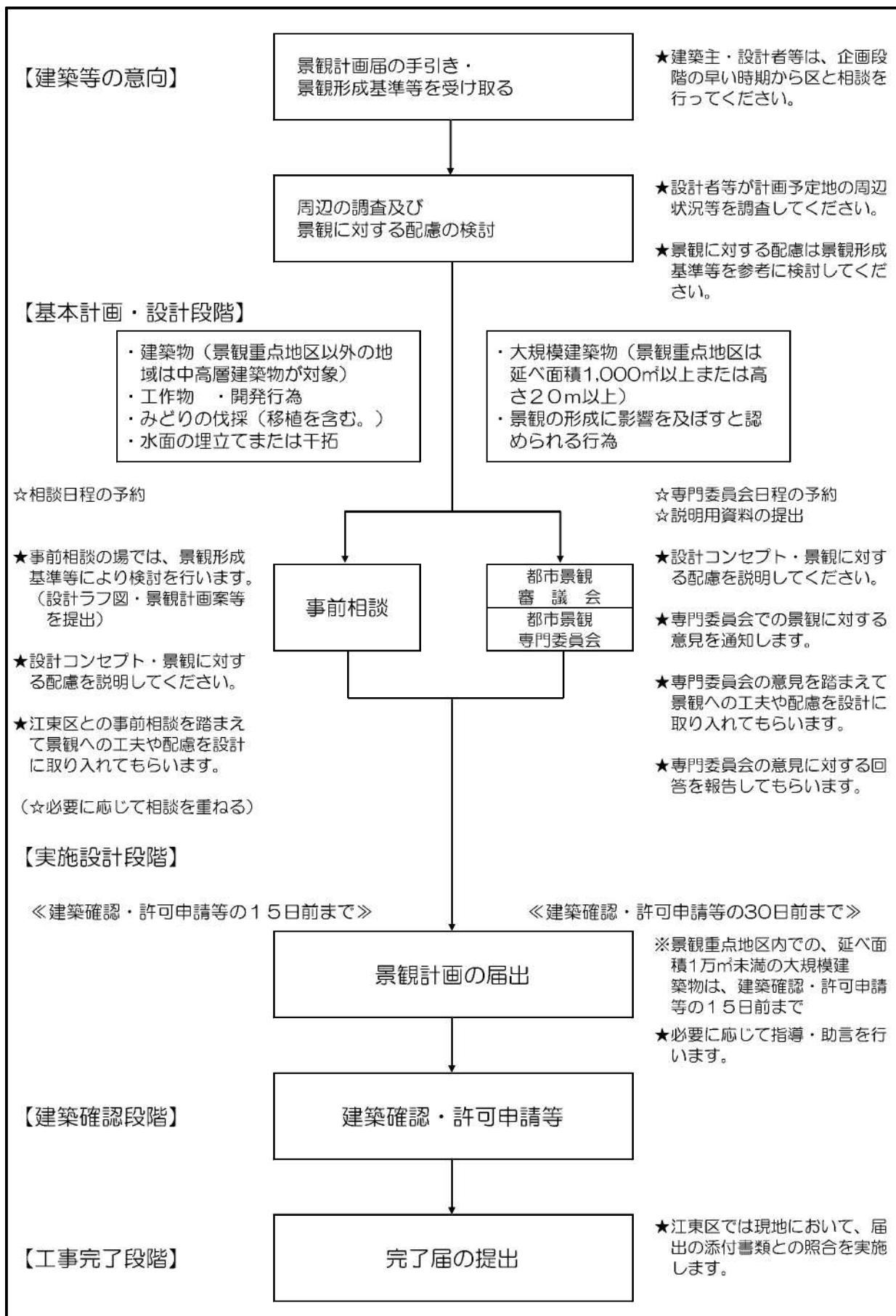
### 1. 建築行為等の届出

建築行為等を行う場合は、下表に定める届出日に従い、計画段階から相談、届出を行うことが必要です。

建築行為等の届出	届出日
景観法第16条第1項第1号の「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」	(1)中高層建築物（景観重点地区では、(2)以外の建築物）以下の最初の手続を行う日（手続を要しない場合は、工事の着手日）の15日前 (2)大規模建築物（景観重点地区では、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上又は高さ20m以上の建築物）以下の最初の手續を行う日（手續を要しない場合は、工事の着手日）の30日前  ア 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請 イ 建築基準法第18条第2項に規定する計画の通知 ウ 建築基準法その他法令の規定による許可、認定の申請等
景観法第16条第1項第2号の「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18号第2項に規定する計画の通知を行う日（手續を要しない場合は、工事の着手日）の15日前
景観法第16条第1項第3号の「開発行為」	都市計画法第29条に規定する開発許可の申請を行う日（手續を要しない場合は、工事の着手日）の15日前
都市景観条例第12条第2項第1号の「みどりに関する行為（伐採・移植を含む。）」	工事の着手日の15日前
都市景観条例第12条第2項第2号の「水面の埋立て又は干拓」	(1)公有水面埋立法第2条第2項に規定する埋立の免許の願書の提出日 (2)環境影響評価法第15条に規定する準備書等の送付日

※届出対象となる行為については、それぞれの景観形成地区における届出事項（19頁、25頁、32頁、40頁、50頁、72頁、88頁、94頁）を参照願います。

## (1) 建築行為等の届出に関する手続き



## (2) 建築行為等の届出（2部－正・副）

- ① 景観計画届出書（第1号様式）
- ② 景観形成計画書（指定様式）
- ③ 下記の関係図書（図面サイズは原則としてA3判）

**表 関係図書**

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項
景観法第16条第1項 第1号の「建築物の新築、増築、改築若しくは移転」	付近見取図	方位 道路 目標となる地物
	配置図	縮尺 方位 敷地の境界線 敷地内における建築物の位置 届出に係る建築物と他の建築物との別 擁壁 土地の高低 敷地の接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺 方位 間取 各室の用途 露出する設備（キューピクル、受水槽、空調室外機、給湯器、縦樋等）の位置
	立面図（4面） (着色する。)	縮尺 開口部の位置 外壁等の仕上げ方法（材質）及び色彩 露出する設備（キューピクル、受水槽、空調室外機、給湯器、縦樋等）
	断面図（2面）	縮尺 各階の高さ 軒の高さ 建築物の高さ
	緑化計画図 (着色する。)	縮尺 緑地の区域 植栽樹木の種類、高さ及び本数（又は密度） 主な断面部の植栽状況 建築物の位置
	完成予想図 (着色する。)	建築物及びその周辺状況（原則として歩行者の視点で作成する。）。ただし、大規模建築物以外の建築物の完成予想図については、外構（植栽等）を記載した立面図をもって、これに代えることができる。
景観法第16条第1項 第1号の「建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」	現況カラー写真	周辺の状況（2方向以上）
	付近見取図	方位 道路 目標となる地物
	配置図	縮尺 方位 敷地の境界線 敷地内における建築物の位置 擁壁 土地の高低 敷地の接する道路の位置及び幅員
	立面図（4面） (着色する。)	縮尺 変更部分 開口部の位置 外壁等の仕上げ方法（材質）及び色彩 露出する設備（キューピクル、受水槽、空調室外機、給湯器、縦樋等）
	断面図（2面）	縮尺 各階の高さ 軒の高さ 建築物の高さ
	完成予想図 (着色する。)	建築物及びその周辺状況（原則として歩行者の視点で作成する。）。ただし、大規模建築物以外の建築物の完成予想図については、外構（植栽等）を記載した立面図をもって、これに代えることができる。
	現況カラー写真	周辺の状況（2方向以上）

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項
景観法第16条第1項 第2号の「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」	付近見取図	方位 道路 目標となる地物
	配置図	縮尺 方位 敷地の境界線 敷地内における工作物の位置
	立面図 (着色する。)	縮尺 仕上げ方法(材質)及び色彩
	断面図	縮尺 工作物の高さ
	完成予想図 (着色する。)	工作物及びその周辺状況。ただし、大規模建築物以外の建築物に附属する工作物の完成予想図については、周辺状況を記載した立面図をもって、これに代えることができる。
	現況カラー写真	周辺の状況(2方向以上)
景観法第16条第1項 第3号の「開発行為」	付近見取図	方位 道路 目標となる地物
	現況図	当該地及び隣接地 道路その他の公共施設、既存建築物、樹木等の位置
	土地利用計画図 (着色する。)	当該地の境界 公共施設の位置及び形状 予定建築物の配置 植栽等の位置
	緑化計画図 (着色する。)	縮尺 緑地の区域 植栽樹木の種類、高さ 及び本数(又は密度) 主な断面部の植栽状況 建築物の位置
	予定建築物の概要	予定建築物の用途、構造、階数及び規模
	完成予想図 (着色する。)	当該地及びその周辺状況
	現況カラー写真	周辺の状況(2方向以上)
都市景観条例第12条 第2項第1号の「みどりに関する行為(伐採・移植を含む。)」	付近見取図	方位 道路 目標となる地物
	現況図	縮尺 緑地の区域 既存樹木の種類、高さ 及び本数(又は密度) 主な断面部の植栽状況 建築物の位置
	伐採又は移植の計画図 (着色する。)	縮尺 伐採又は移植樹木の種類、高さ及び 本数(又は密度) 主な断面部の植栽状況 建築物の位置
	現況カラー写真	周辺の状況(2方向以上)
都市景観条例第12条 第2項第2号の「水面の埋立て又は干拓」	計画書等事業を把握できる図書	

### (3) 建築行為等の変更の届出

届出事項に変更があったときは、速やかに、「景観計画変更届出書(第4号様式)」により、変更内容がわかる関係図書を添付して届け出してください。

### (4) 建築行為等の完了・中止の届出

届け出た建築行為等を完了又は中止したときは、速やかに、「建築行為等の完了・中止届出書(第3号様式)」により届け出してください。

なお、完了の場合には、完成写真(2枚以上)を添付してください。(1部)